

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
03月19日		教委が市内三百四十一校園に、安全確認徹底の緊急通達。		
03月20日	少年は、自宅二階で、次の様に「実験ノート」に書く。様に愛する「バモイドオキ神」様の愛する新聞を読むと、このことが載っているの（人だ間という事）は意外と頑丈という事。	自治会「通り魔対策委員会」設置を決定。		
03月23日	午後七時五十七分 山下彩花さんが脳挫傷のため入院先の病院で死亡。 少年は、自宅2階で、次の様に「実験ノート」に書く。様に愛する「バモイドオキ神」様の愛する（略）人間は壊れやすいか壊れにくいのか分らないからもうかほくをお守り下さい。			
03月24日 05月08日 05月13日	少年は、自宅2階で、次の様に「実験ノート」に書く。様に愛する「バモイドオキ神」様の愛するぼくはいま14歳です。めその聖なる儀式「アングリ」を行いたい。 少年は、同級生に激しい暴力を振るい、生徒指導に叱られる。		県警が須磨署に連続通り魔事件の捜査本部設置。	
05月24日	小学校六年男児、土師淳君（11）が行方不明。 午後八時五十分 淳君の家族が須磨署に捜査願を出す。			

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
05月28日		午前 須磨区内の学校で集団登下校		
05月30日	告別式。同級生ら約五百五十人が参列。		「竜が台ふれあい町づくり協議会」が八月までの祭りやキャンプなどの行事の中止を決める。周辺でも行事中止相次ぐ。	
05月31日		午前 兵庫県防犯協会連合会が地元小学校三校に防犯ブザー千五百個を無料配付。		
06月01日			警察庁の佐藤英彦・刑事局長が事件現場を視察。兵庫県の貝原俊民知事が捜査本部を訪れ捜査員を激励。	
06月02日			午前 関口祐弘・警察庁長官が、全国警察本部長会議で「犯人の早期検挙を」と指示。	
06月04日	午前十一時ごろ 神戸新聞社に犯行声明文が届く。	文部省が大井畑小など二十一校にスクールカウンセラーを緊急配置。		
06月06日	午前零時三十分 神戸新聞社が会見し、犯行声明文を公開。午前九時にも二度目の会見。		兵庫県警が、警察職員、教職員を除く須磨区在住の全職員に、パトロールなど地域の防犯活動に参加するよう協力を依頼。	
06月07日			京都府警管区機動隊が警戒対策班に加わる。	
06月11日		兵庫県議会が事件の早期解決を求める決議を全会一致で可決。		

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
06月12日		兵庫県教委が、県内の市郡町教育長と県立学校長に、生命の等さを学ぶ教育の徹底などを求める通達を出す。		
06月16日		須磨区役所が区内の仮設住宅全戸に防犯ブザーとホイッスルを配布開始。		
06月17日			大阪府警管区機動隊が京都府警の応援組にかわり警戒対策班に加わる。	
06月18日		兵庫県教職員組合が定期大会で「事件の早期解決を求め、現場になった学校職員への支援体制を確立する」などとする特別決議を採択。		
06月19日		文部省が全国の都道府県と政令指定都市の教育委員会を召集し、子供を安全確保を指示。 「友が丘地域安全対策連絡会議」が捜査本部に早期解決の要望書提出。		
06月23日		神戸市議会が事件の早期解決と児童・生徒の安全を守る決議を全会一致で可決。		
06月25日		友が丘中の富士越登教頭が事件後初めに思える。多井畑小の橋本厚子と校長は「一日も早く解決を」の会見。		
06月28日	午後七時五分 兵庫県警により中学三年の男子生徒（14）が淳君殺害容疑で逮捕さる。			

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
06月29日		橋本首相が教育改革の見直しを表明。	兵庫県警捜査本部は、少年を男児殺害・死体遺棄容疑で神戸地検に送検。十日間の拘置が認められる。神戸弁護士会の三人の弁護士が男子生徒と接見、弁護人に選任される。	インターネットに少年の実名流れる。小学校卒業記念文集の作文、頭部を一時自宅に持ち帰った等の供述が報道される。
06月30日		少年の在籍する友が丘中学校長が全校集会で「命の大切さ」訴える。 神戸市教委は市内の小中学校の校長らを集めた緊急校園長会を開き、児童・生徒らの動揺を静めよう指示。	男子生徒の弁護団三人が拘置決定の取り消しを求めて地裁に準へ抗告したが棄却。後に最高裁への特別抗告も棄却される。	
07月01日		小杉隆文相、中教審に幼児期からの「心の教育」諮問を閣議報告。	山官房長官が閣議後の記者会見で「少年法改正」に言及。武藤総務庁長官も「テレビ、出版、ビデオの規制を」と述べる。松浦法相は「感情論で軽率な考えを出さない方が良い」と慎重な考えを示す。 少年が凶器を捨てた池の捜査を開始。十三日まで。「頭部切断は儀式」等、犯行の経過についての供述が報道。	小学校卒業記念文集の作文、頭部を一時自宅に持ち帰った等の供述が報道される。 新潮社発行の写真週刊誌「フォカス」が、二日発売の誌上に「男子生徒の顔写真を掲載するが、少年と少年法に反し、プライバシーを侵害する」として抗議の申し入れを受け、掲載を中止する。また、「頭部切断」の報道についても抗議の申し入れを受け、掲載を中止する。
07月02日				「カメを見せると誘う」「頭部を自転車で運んで中学校の校門に行つた」等、犯行の経過についての供述が報道。

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
				<p>顔写真を掲載したフォーカス発売。新潮社は「雑誌は回収しない」と決まり返す。新潮社は「雑誌は回収しない」と決まり返す。新潮社は「雑誌は回収しない」と決まり返す。</p> <p>神戸市と同市教委が顔写真掲載問題で新潮社に抗議。日弁連も抗議。橋本首相も「非常に問題だ」とコメント。</p> <p>新潮社の「週刊新潮」が、三日発行の誌上で男子生徒の顔写真を入りで掲載することが分る。神戸弁護士会が発売中止を申し入れる。</p>
07月03日	少年、弁護士の接見で「学校に恨みない」と告げる。	<p>男子生徒の在籍する中学校PTA、兵庫県、同県教委も二誌の顔写真掲載問題で新潮社に抗議。</p> <p>神戸市、神戸市教委が、新潮社に週刊新潮問題で再度抗議文を送る。</p> <p>静岡県や兵庫県の書店で顔写真のコピーを販売する書店が出る。</p>		週刊新潮発売。
07月04日		友が丘中の岩田信義校長が過去三年に九件の体罰があったことを認めたと否定。	東京法務局が新潮社に二誌の回収を勧告。新潮社は応じない意向を表明。	
07月05日		佐田玄一郎・文部政務次官らが神戸市を訪れ、神戸市教委、兵庫県教委から事件の対応について説明を受ける。	男子生徒の弁護団が弁護人を三人から八人に増員するよう求めたのに対し、神戸地裁は五人への増員を認める。	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
07月06日			午後一時五十分ごろ、兵庫池を、向畑通、向畑通の供金のこが、見つか。午が君の男に使われ、た金、のこが、見つか。午が君の男に使われ、た金、のこが、見つか。	
07月08日	少年の拘置期限切れ。		朝、地検は拘置延長を請求。地裁は再拘置に同意。朝、地検は拘置延長を請求。地裁は再拘置に同意。朝、地検は拘置延長を請求。地裁は再拘置に同意。	
07月09日			午前十時二十分ごろ、向畑通の連続事件。午前十時二十分ごろ、向畑通の連続事件。午前十時二十分ごろ、向畑通の連続事件。	
07月10日			男子生徒の弁護団が男子生徒の拘置場所を須磨署から神戸少年院に移す。男子生徒の弁護団が男子生徒の拘置場所を須磨署から神戸少年院に移す。	
07月11日			午前、県警が少年をマイクロバスに乗せ、友が丘中学、向畑池などを実況見分。午前、県警が少年をマイクロバスに乗せ、友が丘中学、向畑池などを実況見分。	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
07月14日		福井県教委が、フォーカスをコピーして教材に使った県立高校教諭を口頭で指導。		
07月15日			午前九時三十七分 捜査本部が二月、三月の連続通り魔事件で男子生徒を殺人などの容疑で再逮捕。	
07月16日		参院文教委員会が事件について審議。県内の市郡町の教育長を対象に緊急教育長会議を開く。栗原高志・県教育長が心の教育の再検討と再発防止に向けた会議の設置を表明。	午前 県警が連続通り魔事件で男子生徒の身柄を送検。地裁に十日の検送を請求し認められ、弁護団は拘置決定の取り消しを求めて準抗告。後棄却され、最高裁への特別抗告も棄却される。	作家の灰谷健次郎さんがフォーカスの顔写真掲載に抗議し、新潮社から出版している文庫本、単行本約三十点の著作権引き揚げを発表。
07月17日			兵庫県警が須磨署内で男児殺害事件を再現する実況見分。	少年宅から押収された「犯行メモ」の概要が報道。
07月18日		兵庫県教委と神戸市教委が共同で、事件にかかわる「心の教育緊急対応策」の設置を決める。	神戸地検、男児殺害事件について捜査終了。少年の処分は保留期とする。男児殺害事件の拘留期限。 地検は処分を保留し、二月、三月の通り魔事件と一括して家送致へ。	「愛するバモイドオキ神様へ」など書いた男子生徒の「犯行メモ」の全容が朝日新聞の報道で判明。

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
07月19日	少年宅から押収した「事件メモ」の概要判明。自ら創出した「バモイドオキ神」に語りかける形。通り魔は「聖なる実験」と記述。			
07月21日				捜査本部が五被害者に対する凶器をすべて特定、と報道。
07月22日				切断した男児の首を「補助カバン」で運んだとする供述が報道される。
07月23日			少年の弁護団が報道関係者に対し「少年法を精神を守った冷静な報道を」と記者会見。	
07月24日	切断した男児の首を校門の塀の上に置いて、「悔しい」と午後、少年がバスに乗せて		自民党の「少年犯罪防止と健全育成に関する特別委員会」の報告書に「少年法が「保護・育成」の観点から偏り過ぎ」との意見が相次ぐ。 法務省が「少年犯罪防止と健全育成に関する特別委員会」の報告書に「少年法が「保護・育成」の観点から偏り過ぎ」との意見が相次ぐ。 九六五年以降、凶悪少年事件が急増している。特に十歳未満の少年が凶悪事件に巻き込まれるケースが増えている。また、少年が凶悪事件に関与するケースも増加している。これは、少年の犯罪意識の高まりや、社会環境の変化などが要因と見られる。	
07月25日	少年は家裁から神戸少年鑑別に収容。	神戸市教委が、男子生徒の指導教員に十数人から聞き取り調査を開始。	午前十時五十分、神戸地検が魔神院少年院に少年を送りつけ、午後四時、少年を鑑別に収容。午後四時、少年を鑑別に収容。	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
			<p>担当する家裁調査官は四人、男子生徒の付添人は五人と異例の形勢。</p> <p>地検は、記者会見で「祖母の死が一連の犯行のきっかけ」などとする見解を発表。午後、須磨署捜査本部が解散。</p>	
07月28日			<p>法務省が、少年院の収容期間を「原則二年、延長一年」として「いた矯正局長通達について」少年院では二十歳まで収容でき、長期の処遇にも対応可能とする。全国の少年院長らに出す。</p>	
08月01日			<p>神戸家裁が審判開始決定。</p>	
08月02日		<p>「心の教育緊急会議」の第一回会議が開かれる。</p>		
08月04日	<p>少年は、神戸少年鑑別所に十月二日まで鑑定留置。</p>	<p>小杉文相が中央教育審議会に「幼児期からの心の教育のあり方」について諮問。</p>	<p>午後 神戸家裁で少年の第一回審判。人定質問、非行事実の告知などをする。六十日間の精神鑑定を決定。</p>	
08月19日	<p>少年の両親が、通り魔事件の被害者家族に「おわびの手紙」を送っていたことが判明。</p>			

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
08月20日	二十日には淳君宅、二十五日には殴打事件で負傷した女兒宅にも同様の手紙が届いていた。			
08月21日			午後 家裁は男子生徒の審判開始を決定。	少年の親から通り魔事件の被害者宅に届いたおわびの手紙を抜粋報道。同「おわびの手紙」を全文判明として報道。
08月22日			日本雑誌協会が法務省のフォーカス回収勧告に抗議の声明を発表。	
08月28日			少年法の改正を求める一部の声を受け、自民党法務部会が「少年法検討小委員会」の設置を決定。	
09月06日		神戸市教育長が学者や教員ら十五人に諮問した「神戸市教育問題検討会」の第一回会合を開く。		
09月08日			法務省が少年院の収容期間などを定めた通達を見直し。	
09月09日			法務省が少年院の収容期間について「原則二年、延長一年」と情達した通達を見直し、個別の事案に合わせて二年以上の収容も可能とする通達を出す。	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
09月14日	少年や両親の捜査当局への供親 述内容が明らか。少年は親 に「本当の姿を見せず に仮面を付けている」と は「あまり話をすぎた」。			
09月16日			少年が連続通り魔事件の後「懲 役13年」と題した作文を書いた ことが判明。	捜査本部の取り調べに対する両 親の供述を報道。
09月26日		光村図書出版が、小学校六年用 国語教科書の「風の強い日」と いう教材で「ブリキの看板が くの首をちょんぎりそうな勢 で」などの記述を差し替える。		
09月28日				男児の首を切断した後、少年が幻聴 を聞いていたとする供述が報道され る。
09月30日				精神鑑定の概要が判明したとす る報道。
10月01日	精神鑑定をもとに「性的衝動 が引き金？」等と報道。			
10月02日	午前「重症の行為障害」など とした二人の精神鑑定の結果 を少年の精神鑑定の結果は 裁判に提出される。家裁は 二週間の観護措置をとり、 男子生徒を引続き少年鑑 別所に収容。		神戸家裁の萩原昌三郎・所長が、 鑑定結果が事前に報道されたこ えに対し「過熱した報道は控 えてほしい」と、神戸司法記者 クラブに申し入れ。	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
10月05日	少年と母親が九月下旬、面会していたとの報道。			
10月06日			午後 神戸家裁で第二回審判。声偽 付添人（弁護士）が一致したと主張 明々な筆跡から自供を得た と警察官調書の証拠排除を主張 。	
10月09日	少年は一連の事件の非行事実を認めた上で、連続通り魔事件の殺意を否定。		午後 神戸家裁で第三回審判。	
10月10日			第三回審判で少年は両親の前で一連の犯行を認めた等、両親の証言も含めて報道。	
10月13日	。		午後 神戸家裁で第四回審判。が 付添人（弁護士）四人、両親が 出席。証拠調べや関係者の聴取 が終了	
10月14日				第四回審判での母親の言葉が報道される。
10月15日			弁護士が神戸家裁に「医療少年院送致が相当」とする意見書を提出。	
10月17日			午後 神戸家裁で第五回最終審判。午後、最終審判。少年、両親弁護士五人が出席。神戸家裁は少年を医療少年院送致とする保護処分を言い渡した。家裁は異例に長い主文及び決定	

	加害・被害少年・家庭の行動	教育・地域関係者の行動	司法（警察・検察・裁判）の行動	報道の行動
	精神鑑定書で少年が「直観像素質」を持っていると指摘されていたと報道。		理由の要旨を公表。同時に決定要旨を公表する。	
10月20日	午前 男子生徒を神戸少年鑑別所から関東医療少年院（東京府中市）へ移送。			
10月23日			少年の弁護団、家裁の決定文要旨の公表が詳細すぎると神戸家裁に抗議書を提出。	
10月31日	少年側抗告せず、医療少年院送致の保護処分が確定。			